

昭和村告示第 51 号

地域計画及び目標地図の策定について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第8項の規定により、地域計画及び目標地図を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月28日

昭和村長 高橋 幸一郎



- 1 地域計画を策定した地域
 - (1) 昭和村地区
 - (2) 赤城西麓敷島 1-2 地区

- 2 地域計画及び目標地図の縦覧場所
昭和村役場 産業課農政係
昭和村大字糸井 388 番地

- 3 地域計画及び目標地図の縦覧時間
月曜時から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
※祝日を除く